

件名	県議会議員の報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例
主管課	財政課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>議員が招集に応じて本会議、委員会に出席した日、又は会期中に議案調査等のために登庁した日1日についての招集旅費の改正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・招集地から居住地までの往復行程距離10km以下(3,000円) ・招集地から居住地までの往復行程距離10kmを超える場合(3,000円+10km又は10kmに満たない端数を増すごとに370円を加えた額と高速道路等の有料道路の利用料金) ・公用車その他公用の交通機関を利用して全行程を旅行した者に係る旅費(1,500円) 	
施行日等	平成20年4月1日
【その他参考事項】	